

第7期第18回むかわ町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和4年12月26日(月) 午後3時00分から午後3時38分

2.開催場所 穂別町民センター 第1会議室

3.出席委員 ○(22名)

4.欠席委員 △(5名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	△	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	△	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻勉	○	12番	清瀬利一	△	21番	伊藤正人	△
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野薫	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤勝	○	15番	林利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	○	25番	藤江政利	○
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	△	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	○	18番	中澤浩	○	27番	中島勝美	○

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第7 報告第5号 農地法第41条第1項に基づく通知に関する件

第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第10 議案第3号 農地移動適正化あっせんに関する件

第11 議案第4号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

6.農業委員会事務局職員

本庁一事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局一支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

事務局長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会長	【会長挨拶】
議長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は22名です。欠席は、2番・中田委員、10番・田代委員、12番・清瀬委員、17番・石崎委員、21番・伊藤委員の5名です。 定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第18回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、7番・山谷和彦委員と11番・小笠原正実委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案4件の合わせて9件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主査	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書2ページをお開き願います。 2ページから4ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。合計で、11件・27筆・230, 832㎡となっています。 1番については、新たに利用権を設定するため、解約をするものです。 2番、3番については農地保有合理化事業に先立ち解約に至ったものです。 4番については、借り主の要望により解約するものです。 5番、6番については、農地保有合理化事業により、所有権が北海道農業公社になるため解約に至ったものです。 7番から10番については、息子さんに経営移譲されるため一度解約するものです。 11番については、貸主が自作地とするため解約するものです。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主事 報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。
12月につきましては、議案に記載のとおり、12月12日に川西地区委員会、川東地区委員会、12月6日に穂別地区委員会を開催しております。
川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定38件について審議した結果、適当と判断しております。
川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定45件について審議した結果、適当と判断しております。また、あっせんの申出4件について、うち2件については、申出内容・譲受候補者等適当と判定し、その他2件については、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところです。
穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定27件について審議した結果、適当と判断しております。
以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。

(異議なし)

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第2号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主査 報告第3号、あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。
先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。
議案書8ページをお開き願います。
以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

議長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。

24番 1番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。

議長 ありがとうございます。

議	長	これから、説明に対する質疑を行います。報告第3号について、質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第6 報告第4号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	事	報告第4号、農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件について、ご報告申し上げます。 買入協議結果については、議案書10ページから14ページに記載しておりますので、ご確認をお願いいたします。 以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第4号について、質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。 続いて、日程第7 報告第5号「農地法第41条第1項に基づく通知に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	報告第5号、農地法第41条第1項に基づく通知に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書16ページ、17ページになります。 令和4年6月総会において報告させていただきました、むかわ町豊城地区の所有者が判らず、耕作者が不在である農地として農地法第33条第1項に該当し、令和4年6月1日付けで告示をしていた農地ですが、11月30日付けにて公示期間である6か月が経過したところです。 6か月間申し出がない場合、表題のとおり農地法第41条第1項に基づき農地中間管理権の取得のため農地中間管理機構である北海道農業公社へ通知しますが、その通知を17ページに添付しております。 12月1日付けで通知をしておりますが、今後は中間管理機構と北海道において事務処理を行いながら、所有者不明の農地については北海道が中間管理機構へ農地中間管理権を、その後、中間管理機構から耕作者に対して利用権を与える流れとなる予定で進めていくところです。今後、必要に応じて総会等でお諮りをしていきますのでよろしくお願いします。 以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第5号について、質疑はありませんか。 (異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第8 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件の■■■■■については、■■■■■委員が譲受人となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。
事務局より、議案の説明をお願いいたします。

主事 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書19ページをお開き願います。

1番と3番につきましては、経営移譲により息子さんに所有農地を使用貸借するものです。

2番につきましては、使用貸借権を設定し耕作しておりますが、期間満了を迎えるため同様の内容により更新をするものです。

4番につきましては、今まで賃貸借を結んでおりましたが、贈与し経営地として利用するものです。

5番につきましては、被設定人の要望により賃貸借するものです。

以上、5件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

22ページから32ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

24番 1番について現地を確認してきましたので、報告します。
■■■■■が、息子の■■■■■に経営移譲するため使用貸借する案件ですが、取得後は、トマトを作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

11番 2番について現地を確認してきましたので、報告します。
経営主である■■■■■が、■■■■■からの使用貸借地としている農地の契約期間満了に伴う更新の案件です。

現在、水稻・花き等の作付けを行っております。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上で

1 1	番	す。
1 9	番	3 番・5 番について現地を確認してきましたので、報告します。 3 番は[]が、息子の[]に経営移譲するため使用貸借する案件です。 5 番は[]が[]に賃貸する案件です。 取得後は、牧草を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
1 6	番	4 番について現地を確認してきましたので、報告します。 []が、[]から贈与により所有権移転をする案件です。 取得後は、牧草を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する、質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第 1 号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 9 議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。 なお、本案件は、[] [] が被設定人等となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認め、このまま審議に入ります。 事務局より、議案の説明をお願いいたします。
主	査	議案第 2 号、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 3 4 ページから、所有権移転 6 件です。 先ほど報告第 3 号、第 4 号でご報告いたしました、あっせん、買入協議に伴う所有権移転となっております。いずれも所有権の移転時期は令和 4 年 1 2 月

主 査	28日となっております。 続きまして42ページから、利用権設定110件になりますが、2件欠番となる案件がございます。52ページの54番と59ページの90番を欠番いたします。設定人の方がお亡くなりになり、若干の調整が必要ということで今回欠番とし、調整が終わり次第改めて提案したいと思います。 事前に議案を配布しておりますので、新規案件の内容のみ申し上げます。 42ページ5番から、43ページ8番につきましては、設定人の離農に伴い新たに利用権を設定するものです。 45ページ16番、46ページ22番につきましては、設定人の経営規模縮小により新たに利用権を設定するものです。 47ページ29番から48ページの32番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。 36番につきましては設定人の経営規模縮小により新たに利用権を設定するものです。 49ページ39番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。 42番につきましては、設定人の経営規模縮小により新たに利用権を設定するものです。 50ページ43番から51ページの51番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。 52ページ52番につきましては、設定人の経営規模縮小により新たに利用権を設定するものです。 53番、55番から58番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。 53ページ59番から61番、54ページ69番につきましては、設定人の経営規模縮小により新たに利用権を設定するものです。 55ページ75番、57ページ82番、83番につきましては、これまで耕作されていた方が経営規模縮小により継続しないため、新たに利用権を設定するものです。
主 事	続きまして、穂別地区分となります。 59ページ、92番につきましては、被設定人の経営移譲に伴い、新たに利用権を設定するものです。 60ページ、97番から100番につきましては、被設定人の経営移譲に伴い、新たに利用権を設定するものです。 62ページ、106番につきましてはこれまで耕作されていた方が継続しないため、新たに利用権を設定するものです。 109番につきましては、これまで当該地を耕作されていた方が経営規模縮小するため、新たに利用権を設定するものです。 以上、所有権移転6件20筆、利用権設定108件246筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。 図面は、所有権移転関係は36ページから41ページに、利用権設定関係は

主	事	64ページから89ページに添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第10 議案第3号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	議案第3号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書91ページをお開き願います。 以上、2件の実施について、92ページ・93ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。 以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第11 議案第4号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	議案第4号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書95ページをお開き願います。 本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申し上げましたとおり認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必

主	査	要と判断したところであります。 なお、９６ページから９９ページに町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第４号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。 (異議なし)
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。 (異議なし) 質疑なしと認め、議案第４号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。